

2月は「化学物質管理強調月間」です

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に毎年2月に実施することとしており、本年度が初めての実施となります。

本年度のスローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

期間

2月1日から2月28日

事業者における実施事項

- ① 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（以下「SDS」という）等による危険有害性等の確認
- ② 特定化学物質障害予防規則等の特別規制、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検（裏面の自主点検表をご活用ください）
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示
- ⑧ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

「実施要綱」全文はこちら



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

下記1から順番に、解説やリンク先の情報等を参照に事業場の状況を確認しましょう。

1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

【解説】

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。令和6年4月1日時点のRA対象物は二次元コード①からリストをダウンロードできます。また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については二次元コード②から確認することができます。

2 化学物質管理者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、二次元コード③のQA No.2-1-1から2-1-10をご確認ください。

3 リスクアセスメント（RA）を実施していますか。

【解説】

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。二次元コード④のQA Q1-1,1-2も参照してください。

4 リスクアセスメント（RA）の結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

【解説】

法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。二次元コード④のQA Q12-1,12-2も参照してください。

5 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

【解説】

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知し、労働者に教育や周知を行う必要があります。二次元コード⑤のQA Q15-1,15-2も参照してください。

6 リスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からリスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。主な職務としては、保護具の適正な選択、適正な使用、保守管理となっています。選任については、二次元コード③のQA No.2-2-1から2-2-3をご確認ください。

① RA対象物質



② R7・R8追加分



③ 新たな規制QA



④ RA関係 QA



⑤ SDS関係 QA

